

令和3年

第9回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和3年9月7日(火)
午後1時30分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和3年第9回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和3年9月7日(火)

午後1時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する件
日程第 5	報告第2号	令和3年度仁木町学校給食第1学期末監査に関する件
日程第 6	議案第1号	令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第4号)のうち、教育費に係る意見聴取に関する件
日程第 7	議案第2号	令和2年度仁木町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する件
日程第 8	議案第3号	令和3年度全国学力・学習状況調査に関する件
日程第 9	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和3年8月20日（金）～9月7日（火）

1 北海高校3年 関虎太朗さん甲子園出場報告

令和3年8月20日（金）応接室

＝概要＝

- 第103回全国高等学校野球選手権大会出場の報告
- 出場選手 北海高等学校3年 関 虎太朗 氏
- 戦績 神戸国際大付属高等学校（兵庫県）と対戦し、1回戦敗退
- 対応者 佐藤町長、岩井教育長

2 第20回教育長杯パークゴルフ大会

令和3年8月21日（土）ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場

＝概要＝

- 開会、優勝杯返還、大会長挨拶（桂下会長）、教育長挨拶（岩井教育長）、協議説明、競技開始
- 参加者 ～ 29人（男子13人、女子16人）
- 男子の部 優勝 内田規方氏、準優勝 滝上 馨氏
- 女子の部 優勝 日野悦子氏、準優勝 大黒栄子氏

3 定例校長会

令和3年8月23日（月）会議室2

＝概要＝

- 教育長挨拶（示達事項含む）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る取組推進について
- 教育委員会指導・伝達事項
 - ・仁木町立学校教育情報セキュリティポリシーの改正について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - (1) 教職員の不祥事等の再発防止に向けた取組について
 - (2) 校長としてのマネジメントについて
 - (3) GIGAスクール構想の推進について
 - (4) 通学路の点検について
 - (5) 人材育成への関与について

- (6) 市道種々訪問について
- (7) 修学旅行等について
- (8) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する安全衛生マニュアルについて
- (9) 修学旅行等について
- (10) 教育課程の確実な実施と学力・体力向上の取り組みについて
- (11) その他
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程
次回校長会 9月9日(木) 9:30～

4 仁木町議会議員懇話会

令和3年8月23日(月) 委員会室

=概要=

- 特別職及び議員報酬の引き上げについて

5 令和3年度第2回後志教育研修センター組合教育委員会

令和3年8月24日(火) 後志教育研修センター第1研修室

=概要=

- 報告1件 行政報告
- 承認1件 専決処分
- 議案3件 後志教育研修センター運営委員の委嘱 ほか2件

6 令和3年度第1回定例監査

令和3年8月25日(水)～27日(金) 委員会室

=概要=

- 監査項目 備品の管理状況について
遊休町有地の管理状況について

7 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

令和3年8月25日(水) 町民センター多目的文化ホール

=概要=

- 緊急事態宣言の発出における対応について

8 辞令交付

令和3年8月27日（金）町長室

＝概要＝

- 林副町長の辞令交付（町長から）

9 全道市町村教育委員会教育長会議

令和3年8月27日（金）教育長室（ZOOM）

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症対策について（緊急事態宣言発令）
- 緊急事態宣言 8月27日（金）～9月12日（日）

10 第3回臨時校長会

令和3年8月27日（金）応接室

＝概要＝

- 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策について
- 緊急事態宣言 8月27日（金）～9月12日（日）

11 令和4年度就学児検診

令和3年8月27日（金）応接室

＝概要＝

- 対象者 仁木小学校 11人、銀山小学校 6人
- 検査項目 知能検査、言葉の検査 ほか

12 令和4年度（2022年度）北海道公立学校教員採用候補者選考考査面接試験

令和3年8月28日（土）北海道大麻高等学校

＝概要＝

- 高等学校教員及び養護教諭候補者 13人の面接考査
- 受験1人に対して個別面接Ⅰ（20分）を実施
- 個別面接Ⅰ 行政（日高教育局企画総務課長）、民間（岩井教育長）

13 9月1日付け人事異動に伴う内示

令和3年8月31日（火）教育長室

＝概要＝

○ 9月1日付け人事異動に伴う内示（教育委員会関係）

14 社会を明るくする運動評語・作文審査

令和3年8月31日（火）教育長室

=概要=

○ 社会を明るくする運動に係る本町から推薦の評語・作文の選考審査

○ 応募～小学生 評語 9点、作文 1点

中学生 評語 21点、作文 2点

○ 選考結果～小学生 評語3点、作文1点

15 辞令交付

令和3年9月1日（水）教育長室

=概要=

○ 9月1日付け人事異動に伴う辞令交付

対象者～佐々木 宏（総務学校教育係）

16 令和2年度銀山中学校強歩大会

令和2年9月4日（金）ふれあい遊トピア公園

=概要=

○ ふれあい遊トピア公園から銀山中学校までの11kmの強歩大会

○ 銀山中学校生徒24人参加

17 令和2年度余市郡仁木町各会計決算審査

令和3年9月6日（月）～8日（水）議会委員会室

=概要=

○ 令和2年度の各会計決算の監査委員による審査

日程第 4

報告第 1 号

学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する件について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和3年9月7日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

報告第1号 学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する件

7月20日（火） 町職員が新型コロナウイルスのPCR検査の結果、陽性となり、その他に数名がPCR検査を行うこととなった。これに伴い、対策本部会議を開催した。なお、後日の検査結果において、陽性者以外に感染は広まらなかった。

学校に対しては、7月20日、21日の来庁禁止と濃厚接触者となった職員が児童生徒の保護者の場合は、学校を休む可能性があることを伝える。

7月21日（水） 北海道教育庁学校教育局長（以下「教育局」という。）から、北海道がまん延防止等重点措置（以下「まん防」という。）の実施を国に要請することを踏まえ、7月22日から8月22日までの間、従前のまん防と同様の対策を実施するよう通知を受け、学校に周知した。また、スポーツ少年団活動においても学校での部活動に準拠するよう各少年団に周知した。

7月31日（土） 教育局から、北海道がまん防区域に決定されたことを踏まえ、8月2日から8月31日までの間、前回発出した通知内容の対策を実施するよう通知を受け、学校に周知した。

8月13日（金） 教育局から、道内の感染状況が広がっていることを踏まえ、北海道がまん防区域を拡大したことに伴い、8月14日から8月31日までの間、前回発出した通知内容の対策に加えて、部活動の活動範囲を縮小するなどの対策を実施するよう通知を受け、学校に周知した。

8月18日（水） 管内町村教育委員会教育長部会の研修会が開催され、その中で部活動やスポーツ少年団活動に対する統一考え方を申し合わせ事項として決定した。

8月23日（月） 定例校長会において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係るこれまでの通知内容や管内の部活動の統一した考え方を周知した。

8月25日（水） 国が北海道に対して緊急事態宣言の発令を決定したことに伴い、対策本部会議を開催した。公共施設については、8ページのとおり、町民のワクチン接種が進んでいることや地域の感染状況を踏まえて、感染対策を徹底して町民のみ利用できることとした。

8月26日（木） 教育局から、国が北海道に対して緊急事態宣言の発令を決定したことに伴い、8月27日から9月12日までの間、9ページ以降のとおり対策を実施するよう通知を受けた。

8月27日（金） 午前中に全道市町村教育委員会教育長会議が開催され前日の通知内容の説明があった。午後から臨時校長会を開催し、通知内容を説明したほか、基本的な対策は8月26日に発出された学校教育局長の通知に基づき対応すること、部活動の取り扱いについて、8月23日に周知した管内教育長部会の申し合わせ事項については本日付で廃止すること、学校の行動基準のレベルについては、8月26日の通知において道立学校は「レベル3」移行しているが、仁木町においては、感染者がほぼ発生しておらず、加えて、ワクチン接種者が7割を超えており、町の公共施設も町民限定で使用させていることから、地域の感染レベルに応じて柔軟に対応したいと考え、「レベル2」のまま学校教育活動を継続していくことを決定した。ただし、町内の感染状況に応じて変更していくことを申し添えた。

仁木町役場からのお知らせ

(令和3年8月26日付)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る町内施設の利用制限について（8月27日から9月12日まで）

北海道へ新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発令されたことに伴い、仁木町においても感染拡大を防止するため8月27日（金）から9月12日（日）まで一部の施設を除き、施設の利用を仁木町民限定といたしますので、お知らせいたします。

皆さまにはご不自由をおかけしますが、ご理解・ご協力よろしく願いいたします。

なお、内容につきましては今後の状況の変化により変更となる場合もあります。変更があった場合は防災行政無線等でお知らせいたします。

○ 仁木町民限定とする施設

施設名	担当部署
銀山生活改善センター	産業課農政係（電話 32-2515）
保健センター	ほけん課（電話 32-2514）
町民センター、陶芸センター ※仁木町水泳プール（仁木・銀山）は今期の開設を8月26日で終了します。	教育委員会（電話 32-3621）
山村開発センター （放課後児童クラブは開所）	教育委員会（電話 32-3621） 住民課（電話 32-2513）
いきいき88、大江コミュニティセンター、然別生活館、銀山老人憩の家、緑会館、長沢会館、尾根内会館、砥の川会館	住民課（電話 32-2513）
ふれあい遊トピア公園 ※フルーツパークにきと観光管理センターは宣言期間中、休館します。	産業課商工観光振興係 （電話 32-3951）

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策に
ついて (通知)

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております。心から感謝申し上げます。

全道的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる状況にあることから、この度、国は緊急事態措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、道は、特に感染者数の急激な拡大がみられる石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市を特定措置区域とし、より一層強い対策を行うこととしました。このことに伴い、別紙を改訂しましたので通知します。

については、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、

各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

また、道において改正された警戒ステージを全道域で「ステージ4」に移行することに伴い、全ての道立学校において、「新しい生活様式」を踏まえた行動基準を「レベル3」に移行します。道内全域でのレベル3への移行は、デルタ株による感染が児童生徒に広がっていること、道内各地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、判断したものです。各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づくレベル3に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底した取組をお願いします。

なお、次の点に特に留意し、各学校において適切な対応をお願いします。

今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

記

- 1 道内においてもデルタ株による感染拡大がみられることから、発熱の有無にかかわらず風邪症状等が見られる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 2 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。
- 3 道内において部活動での感染が疑われる事例が多数発生していることから、次の点について指導を徹底すること。
 - (1) 部活動中は、支障の無い限りマスクを着用するとともに、部活動後の会食等を控え、速やかに帰宅すること。
 - (2) 風邪症状等がある場合は、児童生徒が躊躇なく休養できる体制を整えること。
 - (3) 全道や全国につながる大会等 (競技団体主催の大会を含む。) に出場する場合は、健康状態の多重のチェックを行うとともに、事前に感染症対策について児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。
 - (4) 卒業生等が部活動を訪問した際には、検温等により健康状態等を確認するとともに、卒業生等に対してマスクの着用や練習に参加しないこと等を依頼すること。
 - (5) 高等学校においては、「Keep on Shining 宣誓!」を活用して、全ての生徒が主体的に感染予防しながら、安全・安心な活動を行う大切さを共有できるようにすること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について
(2021.08.27改訂)

令和3年8月26日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき取組を徹底すること。その際、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。なお、この場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

ウ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

エ 各教科等、給食等の食事をとる場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

オ 熱中症事故の予防について、「熱中症事故の防止について」(令和3年5月14日付け教健体第216号)を踏まえ、マスクの対応も含めて適切に対応すること。

カ 児童生徒が感染症等について正しく理解し、学校内外を問わず、適切な行動をとることができるよう指導を行うこと。

(ア) 感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。

(イ) マスクの着用については、顔にフィットしているマスクを選ぶこと。なお、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯をすること。

(ウ) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、食事の際は飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要であること。

(エ) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。また、ワクチン接種については、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに十分留意すること。

【参考】

・マスクの効果

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf



・マスク着用に関する啓発ビデオ(つけ方)

https://www.youtube.com/watch?v=26MDHomQU#Y&feature=emb_logo



・布マスクの洗い方

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRro74o>



・学校の教室における窓開け換気効率の評価

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>



- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526-kyusyokutaiou2.pdf>



- ・新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

イ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。

ウ 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施すること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰りを積極的に行うなど、配付された端末を最大限活用すること。

教育局は各学校におけるオンライン学習実施の準備状況を把握し、必要な助言等を行うこと。

2 特定措置区域（石狩管内、小樽市及び旭川市）の公立学校（札幌市立学校を除く。）における留意事項

【期間：8月27日（金土）～9月12日（日）】

(1) 登下校・日課・授業

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動は避けるなど、感染症対策を講じもなお感染リスクの高い学習活動は行わないこと。

イ 道立高等学校においては、時差通学を徹底するとともに、1日の授業時間の削減（授業カット、短縮授業等）を実施すること。なお、全日制課程においては、全ての生徒が16時までに完全下校できるようにすること。

ウ 小・中学校においては、児童生徒の通学手段や地域の感染状況を踏まえながら、時差通学の実施の検討、1日の授業時間の削減（授業カット、短縮授業等）の実施の検討を行うこと。

エ 道立特別支援学校においては、学校の実情や障がいの状態等に応じた対応について、個別に具体的な検討を行うこと。

オ 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習を実施すること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年（2020年）2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、共有スペースや空き舎室の活用、食堂等の利用人数の制限、食事の時間をずらすなど、3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせる。

イ 感染リスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。

(4) 部活動

- ア 高体連、高野連、中体連、定通体連、高文連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間や人数、活動内容）するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とすること。また、感染リスクの高い活動（向かい合って発声したりする活動等）は、行わないこと。
- イ 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。
- ウ 合宿など泊を伴う活動は自粛すること。
- エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。
- オ 大会等参加は、高体連、高野連、中体連、定通体連、高文連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に限ることとし、大会等への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。また、大会等への参加については、「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和3年(2021年)8月26日付け教健体第536号)に基づき、適切に対応すること。
- カ 部活動内での感染を防止するため、特に次の点について留意すること。
 - (ア) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用すること。
 - (イ) 部活動後の会食等を控え、速やかに帰宅すること。
 - (ウ) 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。
 - (エ) 更衣室ではできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。
 - (オ) 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

3 一般措置区域の公立学校における留意事項 【期間：8月27日(金)～9月12日(日)】

(1) 登下校・日課・授業

- ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底し、集団で行う活動は避けるなど、感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動は行わないこと。
- イ 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習を実施すること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」(令和2年(2020年)2月26日付け事務連絡)等を踏まえて、共有スペースや空き舎室の活用、食堂等の利用人数の制限、食事の時間をずらすなどして、3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

- ア 集団宿泊の行事(修学旅行や宿泊研修等)は、実施を見合わせる。
- イ 感染リスクが高い行事(運動会・体育祭や学校祭等)は、中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。

(4) 部活動

- ア 高体連、高野連、中体連、定通体連、高文連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間や人数、活動内容）するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とすること。また、感染リスクの高い活動（向かい合って発声したりする活動等）は、行わないこと。
- イ 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。
- ウ 合宿など泊を伴う活動は、自粛すること。
- エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。
- オ 大会等参加は、高体連、高野連、中体連、定通体連、高文連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に限ることとし、大会等への参加は校長判断のもと行

い、主催者等の感染症対策を厳守すること。また、大会等への参加については、「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和3年(2021年)8月26日付け教健体第536号)に基づき、適切に対応すること。

カ 部活動内での感染を防止するため、特に次の点について留意すること。

(ア) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用すること。

(イ) 部活動前後の会食等は控え、活動終了後速やかに帰宅すること。

(ウ) 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。

(エ) 更衣室ではできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。

(オ) 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

4 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等がPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健衛生部局(保健所等)や教育委員会と連携して、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講ずること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」(令和3年6月4日付け教健体第278号通知)を踏まえ、適切に対応すること。

教 健 体 第 5 3 6 号

令和3年(2021年)8月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について

(通知)

このことについて、令和3年8月13日付け教健体第499号で通知したところですが、この度、国は緊急事態宣言措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、道は、石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市を特定措置区域とし、より強い対策を行う旨決定しました。このことに伴い、別紙を改訂しましたので、通知します。

つきましては、別紙に基づき、適切に対応願います。

また、各市町村教育委員会においては、貴所管の学校に周知願います。

高 校 教 育 課
義 務 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課
健 康 ・ 体 育 課
教 職 員 課

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について (2021.08.27改訂)

令和3年8月26日
北海道教育庁

1 部活動の基本的な考え方

高体連、高野連、中体連、定通体連、高文連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間や人数、活動内容）するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、厳選した練習とは、例えば感染症対策に配慮した活動時間や参加人数の削減、活動内容の工夫等を示す。また、合宿など泊を伴う活動は自粛すること。

大会等参加は、高体連、高野連、中体連、定通体連、高文連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に限ることとし、大会等への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。

2 大会等参加前

(1) 全道大会及び全国大会等への参加（以下「大会等」という。）については、校長は大会等に参加する日から起算して5～7日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近2週間分の健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診（→PCR検査等）を促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同様の対応を行うこと。）。また、新型コロナウイルス感染症が学校の所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して2週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）を全道大会等参加の2日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに努めること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。
- (3) 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。
- (4) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (5) 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。
- (6) 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。
- (7) 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。

- (8) 全道大会等出場に係る壮行会や報告会、応援活動はオンラインや校内放送等を活用することとし、校内外を問わず集合する行事は行わないこと。
- (9) 大会2週間前から外部の選手や卒業生等との合同練習等の接触を避けること。

3 大会等期間中

- (1) 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (2) 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- (3) 熱中症に留意しながら、支障のない限りマスクを着用すること。
- (4) 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときには必ずマスクを着用すること。
- (5) 更衣室では、会話を控えるとともに、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- (6) 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
- (7) 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
- (8) 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- (9) 競技中のベンチ等では、大声での指示出しや応援をせず、座って静かにすること。
- (10) 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

4 大会等終了後

- (1) 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、医療機関や民間検査機関等のPCR検査を活用(空港等で実施されている無料のPCR検査の活用を含む。)したりするなど、感染拡大防止に努めること。

引率者等の教職員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間において、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第2条第6号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。

また、校長は、大会等終了直後から2週間分の生徒の健康観察の内容を毎日確認し、必要に応じて学校保健委員会を開催し、学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診(→PCR検査等)を促すなどの対策を行うこと(引率者についても、同様の対応を行うこと)。

- (2) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

日程第 5

報告第 2 号

令和 3 年度仁木町学校給食第 1 学期末監査に関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので報告します。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

監 査 報 告 書

(令和3年度第1学期末)

日 時 令和3年8月24日(火) 午後1時30分～午後2時30分

場 所 仁木町学校給食共同調理場事務室


立 会 者 係長 赤石哲明

監査内容 ○ 各関係書類全般監査内容
○ 各関係証拠書類

所 見 ○ 各関係書類は適正に整理されている。
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和3年8月24日

監 事 浩 各 順 

監 事 庵 健 司 

令和3年度仁木町学校給食
第1学期末食品在庫棚卸高

金額 109,027 円

(消費税込み)

別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和3年 8月 24日

監事 柴谷 順一 

監事 庵 健司 

令和3年度
仁木町学校給食第1学期末監査

日 時 令和3年8月24日(火)

午後2時00分

場 所 仁木町学校給食共同調理場事務室

仁木町学校給食共同調理場

令和3年度 仁木町学校給食年度第1学期末監査

令和3年8月20日 現在

令和3年度仁木町学校給食収支一覧表

【収入の部】

4月分	1,217,350 円	繰越金183,632円を含む
5月分	3,083,413 円	
6月分	2,625,616 円	
7月分	2,131,514 円	
8月分	円	
9月分	円	
10月分	円	
11月分	円	
12月分	円	
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	

9,057,893 円

【支出の部】

4月分	2,010,019 円	町外業者	1,564,267 円	町内業者	445,752 円
5月分	2,224,647 円	町外業者	1,745,096 円	町内業者	479,551 円
6月分	2,715,010 円	町外業者	2,105,735 円	町内業者	609,275 円
7月分	1,859,705 円	町外業者	1,431,198 円	町内業者	428,507 円
8月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
9月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
10月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
11月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
12月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
1月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
2月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
3月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円

8,809,381 円 町外業者 6,846,296 円 町内業者 1,963,085 円

【通帳残高】

収入 9,057,893 円 — 支出 8,809,381 円
 = 248,512 円(通帳残高)

令和3年度仁木町学校給食収支一覧内訳表

	583,656	584,253	592,167	588,830	0												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計				
仁木小学校		1,265,760	631,800	628,737									2,526,297	2,526,297			
福山小学校	214,526	218,910	219,005	219,098									871,539	871,539			
赤井川小	208,034	206,034	206,034	206,034									824,138	824,138			
都小学校	98,538	98,538	98,538	98,538									394,152	394,152			
仁木中学校		788,592	413,860	394,048									1,596,600	1,596,600			
福山中学校	197,491	218,507	219,467	223,681									899,146	899,146			
赤井川中学校	274,222	274,222	281,282	279,398									1,109,102	1,109,102			
準備保潔(仁木)	0	0	462,087	0									462,087	462,087			
(その他)	0	0	28,956	0									28,956	28,956			
ALT(仁木)	0	0	0	21,442									21,442	21,442			
(赤井川)	4,882	5,459	6,333	4,862									21,516	21,516			
調理場職員	47,003	49,029	58,174	62,077									206,283	206,283			
学校給食(小学)	0	554	0	831									1,385	1,385			
(中学)	0	0	0	0									0	0			
(町村議会・教育委員会)	0	0	0	2,216									2,216	2,216			
繰越金	183,632	0	0	0									183,632	183,632			
過年度収入	0	0	0	0									0	0			
雑入	0	0	0	554									554	554			
預金利息	0	0	0	0									0	0			
返金等	▲ 8,958	▲ 42,192	0	0									▲ 51,150	▲ 51,150			
A.収入概合計	1,217,350	3,083,413	2,828,616	2,181,514	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893			
B.収入積累計	1,217,350	4,300,763	6,926,379	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893	9,057,893			
(食料費 町外業者)	1,564,267	1,745,096	2,094,743	1,431,198										6,835,304			
(食料費 町内業者)	445,752	479,551	620,267	428,507										1,974,077			
C.支出概合計	2,010,019	2,224,647	2,715,010	1,859,705	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381			
D.支出積累計	2,010,019	4,234,666	6,949,676	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381			
A-C.毎月の差	▲ 792,669	858,766	▲ 89,394	271,809	0	0	0	0	0	0	0	0	0	248,512			
B-D.累計の差	▲ 792,669	86,097	▲ 23,297	248,512	248,512	248,512	248,512	248,512	248,512	248,512	248,512	248,512	248,512	248,512			

令和3年度学校給食物資購入(町外)

区分	業者名	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計	
主 食	学校給食(米飯)	339,355	338,490	399,499	276,496									1,343,830	
	(パン)	88,642	62,107	149,157	90,371									390,277	
	(パン)	0	0	0	0									0	
	平野商店(パン)	0	50,424	0	0									50,424	
	(米飯)	0	0	0	0									0	
	阿部製麺(種)	30,732	45,610	23,598	31,128										131,068
	テリ(米飯)	0	0	0	0										0
	トニ(パン)	7,387	0	0	7,387										14,774
	主食費小計	466,116	496,631	562,244	405,382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,930,373
	平野商店(パン加工費)	15,224	7,700	24,748	11,616										59,288
(米飯加工費)	0	0	0	0										0	
阿部製麺(種加工費)	0	0	0	0										0	
規格外加工費小計	15,224	7,700	24,748	11,616	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59,288	
副 食	学校給食会	222,778	222,853	259,990	229,290									934,911	
	給食資材	37,723	47,363	44,150	40,208									169,464	
	コー食品	31,946	0	33,691	24,759									90,396	
	トニ	329,205	492,564	543,992	394,384										1,730,145
	南北海運やウルト販売	0	0	0	0										0
	ニ一食品	0	0	0	7,344										7,344
	福原豆腐店	95,504	83,938	74,051	50,490										303,983
	かねしち精肉店	161,505	132,732	232,713	139,014										665,964
	成木商店	204,266	261,295	330,156	188,711										954,428
	副食費小計	1,082,927	1,240,765	1,518,743	1,014,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,856,635
計	町外主食合計	481,340	504,331	588,992	416,998	0	0	0	0	0	0	0	0	1,889,661	
	町外副食合計	1,082,927	1,240,765	1,518,743	1,014,200	0	0	0	0	0	0	0	0	4,856,635	
	町外合計	1,564,267	1,745,096	2,107,735	1,431,198	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,846,296
	町外累計	1,564,267	3,309,363	5,415,098	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296
	雑 費	0	0	0	0										0
	公課費	0	0	0	0										0
	支出額合計	1,564,267	1,745,096	2,107,735	1,431,198	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296
	支出額累計	1,564,267	3,309,363	5,415,098	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296	6,846,296

令和3年度学校給食物資購入一覽表(町内)

区分	業者名	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
主食	浜野商店	0	0	33,275	0									33,275
	主食費小計	0	0	33,275	0									0
副食	食島乳業	351,846	377,618	451,281	313,700	0	0	0	0	0	0	0	0	33,275
	牛乳小計	351,846	377,618	451,281	313,700	0	0	0	0	0	0	0	0	1,494,445
	浜野商店	83,906	101,933	124,719	82,407									402,965
	新おたる農協	0	0	0	32,400									32,400
	仁木ファーム	0	0	0	0									0
土井商店	0	0	0	0									0	
計	副食小計	83,906	101,933	124,719	114,807	0	0	0	0	0	0	0	0	496,366
	町内主食合計	0	0	33,275	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,275
	町内副食合計	445,752	479,551	576,000	428,507	0	0	0	0	0	0	0	0	1,929,810
	町内合計	445,752	479,551	609,275	428,507	0	0	0	0	0	0	0	0	1,963,085
	町内累計	445,752	925,303	1,534,578	1,963,085	1,963,085	1,963,085	1,963,085	1,963,085	1,963,085	1,963,085	1,963,085	1,963,085	

令和3年度学校給食物資購入一覽表(全体)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
主食	町外主食合計	481,340	504,331	586,992	416,898	0	0	0	0	0	0	0	1,989,661
	町内主食小計	0	0	33,275	0	0	0	0	0	0	0	0	33,275
	主食合計	481,340	504,331	620,267	416,898	0	0	0	0	0	0	0	2,022,936
副食	主食累計	481,340	985,671	1,605,938	2,022,936	2,022,936	2,022,936	2,022,936	2,022,936	2,022,936	2,022,936	2,022,936	
	町外副食合計	1,082,927	1,240,765	1,518,743	1,014,200	0	0	0	0	0	0	0	4,856,635
	町内副食小計	445,752	478,551	576,000	428,507	0	0	0	0	0	0	0	1,929,810
	副食合計	1,528,679	1,720,316	2,094,743	1,442,707	0	0	0	0	0	0	0	6,786,445
	副食累計	1,528,679	3,248,985	5,343,738	6,786,445	6,786,445	6,786,445	6,786,445	6,786,445	6,786,445	6,786,445	6,786,445	6,786,445
計	2,010,019	2,224,847	2,715,010	1,859,705	0	0	0	0	0	0	0	0	8,809,381
累計	2,010,019	4,234,666	6,949,676	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	8,809,381	#REF!

令和3年度 第1学期末棚卸表

品名	数量	単価(円)	金額(円)	適用
しょうゆ	20.4 kg	240	4,896	
中濃ソース	3 kg	173	519	
清酒	1.7 kg	292	496	
みりん	2.4 kg	265	636	消費税10%
食酢	2.2 kg	117	257	
白ワイン	3.3 kg	292	964	
赤ワイン	5 kg	292	1,460	
ポン酢	0.76 kg	478	363	
ごま油	3.5 kg	879	3,077	
米サラダ油	8.11 kg	650	5,272	
揚げ油	12 缶	3,400	40,800	
三温糖	0.14 kg	236	33	
食塩	0.02 kg	86	2	
こしょう	0.36 kg	1,266	456	
和風だし	0.51 kg	1,550	791	
中華スープストック	1.57 kg	1,550	2,434	
スープストック	1.38 kg	1,100	1,518	
コンソメ	0.92 kg	760	699	
スパゲティ	2.5 kg	228	570	
エルボマカロニ	0.52 kg	255	133	
シェルマカロニ	0.65 kg	300	195	
粉チーズ	0.68 kg	1,820	1,238	
でんぷん	0.5 kg	285	143	
小麦粉	0.6 kg	150	90	
天ぷら粉	0.9 kg	240	216	
なめこ缶	2 缶	2,000	4,000	
炒りごま	1 kg	635	635	
乾燥わかめ	0.07 kg	8,750	613	
冷凍しょうが	2 袋	210	420	
冷凍にんにく	1 袋	380	380	
マイルドカレールウ	0.36 kg	570	205	
クリームシチューフレーク	1.53 kg	753	1,152	
ベシャメルソース	1 kg	1,150	1,150	
ハイベース	1 kg	770	770	
豆板醤	0.72 kg	650	468	
白みそ	6 kg	220	1,320	
減塩白みそ	6 kg	320	1,920	
赤みそ	2 kg	220	440	
干し椎茸	1.2 kg	6,840	8,208	
バター	3 個	755	2,265	
たもぎ茸	3 袋	1,100	3,300	
ごまドレッシング	1 本	700	700	
コールスロドレッシング	1 本	600	600	
マヨネーズ	1 kg	560	560	
ディナービーフシチュールウ	0.28 kg	1,370	384	
青のり	0.95 kg	330	314	
さばのみそ煮	2 袋	655	1,310	
たこ焼き	40 個	26	1,040	
ぎょうざ	30 個	14	420	
春巻き	40 個	43	1,700	
合計			100,892	

109,027 (消費税込み)

仁木町学校給食 現金出納簿

期間 令和3年5月10日 ～ 令和3年8月20日

仁木町学校給食共同調理場

令和3年

No.01

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
		前年度繰越額			183,632
5	10	令和3年4月分			
		赤井川小学校	0	206,034	
		都小学校	0	98,538	
		赤井川中学校	0	274,222	
		ALTIほか	0	4,862	
		計	0	583,656	767,288
5	27	令和3年4月分			
		銀山小学校 計	0	214,526	981,814
		銀山小学校視察 計	0	554	982,368
		銀山中学校 計	0	197,491	1,179,859
		調理場職員 計	0	47,003	1,226,862
5	28	町内業者 令和3年4月分			
		浜野商店	93,906	0	
		倉島乳業	351,846	0	
		計	445,752	0	781,110
		町外業者 令和3年4月分			
		北海道学校給食会	650,775	0	
		北海道給食資材	37,723	0	
		阿部製麺	30,732	0	
		コーワ食品	31,946	0	
		平野商店	15,224	0	
		計	766,400	0	14,710
5	31	令和3年4月分			
		銀山小学校(準要保護に係る払戻金)	8,958	0	5,752
6	1	令和3年4・5月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	928,224	933,976
		町外業者 令和3年4月分			
		福原宝豆腐店	95,504	0	
		中禰精肉店	161,505	0	
		成木商店	204,266	0	
		トワニ小樽営業所	336,592	0	
		計	797,867	0	136,109

令和3年

No.02

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
6	10	令和3年5月分			
		赤井川小学校	0	206,034	
		都小学校	0	98,538	
		赤井川中学校	0	274,222	
		ALTほか	0	5,459	
		計	0	584,253	720,362
6	11	令和3年4・5月分			
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	589,808	1,310,170
		仁木小学校(前回未納分) 計	0	42,192	1,352,362
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	295,344	1,647,706
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	198,784	1,846,490
6	25	令和3年5月分			
		銀山中学校 計	0	218,507	2,064,997
		銀山小学校 計	0	218,910	2,283,907
6	29	令和3年5月分			
		調理場職員 計	0	49,029	2,332,936
		町内業者 令和3年5月分			
		浜野商店	377,618	0	
		倉島乳業	101,933	0	
		計	479,551	0	1,853,385
		町外業者 令和3年5月分			
		北海道学校給食会	623,450	0	
		北海道給食資材	47,383	0	
		阿部製麺	45,610	0	
		平野商店	58,124	0	
		福原宝豆腐店	83,938	0	
		中禰精肉店	132,732	0	
		成木商店	261,295	0	
		トワニ小樽営業所	492,564	0	
		計	1,745,096	0	108,289
7	7	準要保護児童・生徒分			
		(第1四半期分)学区内	0	462,087	570,376

令和3年

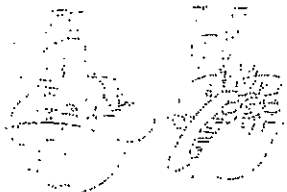
No.03

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
7	9	令和3年6月分			
		赤井川小学校	0	206,034	
		都小学校	0	98,538	
		赤井川中学校	0	281,262	
		ALTほか	0	6,333	
		計	0	592,167	1,162,543
7	21	令和3年4・5月分			
		仁木小学校(準要保護に係る返金) 計	42,192	0	1,120,351
		調理場職員(6月分) 計	0	58,174	1,178,525
		北海道教育局立入検査(7/16 2人分) 計	0	554	1,179,079
		仁木小学校視察(7/15 3人分) 計	0	831	1,179,910
7	27	令和3年6月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	491,400	1,671,310
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	296,000	1,967,310
		調理場職員(7月分) 計	0	52,077	2,019,387
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	140,400	2,159,787
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	117,960	2,277,747
		銀山小学校 計	0	219,005	2,496,752
		銀山中学校 計	0	219,467	2,716,219
7	28	町内業者 令和3年6月分			
		浜野商店	157,994	0	
		倉島乳業	451,281	0	
		計	609,275	0	2,106,944
		町外業者 令和3年6月分			
		北海道学校給食会	798,636	0	
		北海道給食資材	44,150	0	
		阿部製麺	23,598	0	
		平野商店	24,748	0	
		福原宝豆腐店	74,051	0	
		中禰精肉店	232,713	0	
		成木商店	330,156	0	
		コーワ食品	33,691	0	
		トワニ小樽営業所	543,992	0	
		計	2,105,735	0	1,209

令和3年

No.04

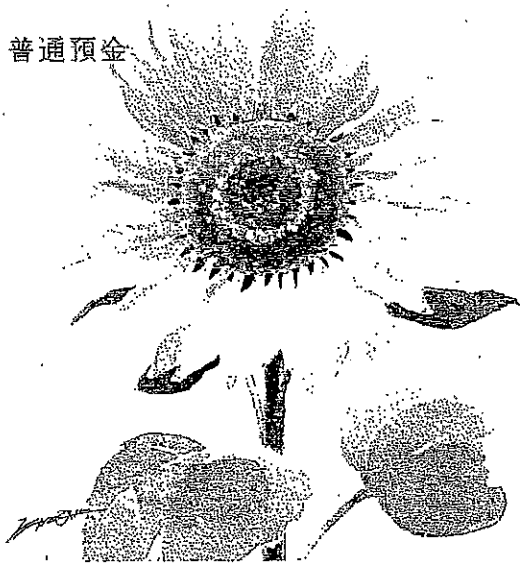
月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
8	10	令和3年7月分			
		赤井川小学校	0	206,034	
		都小学校	0	98,538	
		赤井川中学校	0	279,396	
		ALTほか	0	7,078	
		計	0	591,046	592,255
8	18	令和3年7月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	482,937	1,075,192
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	288,512	1,363,704
8	19	令和3年7月分			
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	145,800	1,509,504
		銀山小学校 計	0	219,098	1,728,602
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	105,536	1,834,138
		銀山中学校 計	0	223,681	2,057,819
		ALT(4~7月分)ジンロンワン 計	0	21,442	2,079,261
8	20	準要保護児童・生徒分【余市町】			
		(第1四半期分)学区外 計	0	28,956	2,108,217
		町内業者 令和3年7月分			
		浜野商店	82,407	0	
		倉島乳業	313,700	0	
		JA新おたる	32,400	0	
		計	428,507	0	1,679,710
		町外業者 令和3年7月分			
		北海道学校給食会	596,157	0	
		北海道給食資材	40,208	0	
		阿部製麺	31,128	0	
		平野商店	11,616	0	
		福原宝豆腐店	50,490	0	
		中禰精肉店	139,014	0	
		成木商店	158,711	0	
		コーワ食品	24,759	0	
		トワニ小樽営業所	371,771	0	
		ニコー食品	7,344	0	
		計	1,431,198	0	248,512



HOKKAIDO SHINKIN BANK
北海道信用金庫



普通預金



店番 口座番号
103 0530471
仁木町学校給食共同調理場
所長 兼谷 幸 様
奈良 亮 様

預金通帳

北海道信用金庫

03.03.15	利息 (9.14から3.14まで)	*10	¥2,613,367
03.03.26	振込 ニキヨウカイイカンリヤ	*57,927	¥2,671,294
03.03.26	牛乳パック	*616	¥2,671,910
03.03.26	給食センター 2月	*46,813	¥2,718,723
03.03.26	銀小試食費	*2,216	¥2,720,939
03.03.26	試食費 (議会)	*5,120	¥2,726,059
03.03.29	仁小中 2月	*4,480	¥2,730,539
03.03.29	仁小中 3月	*4,480	¥2,735,019
03.03.29	町内業者	*457,914	¥2,277,105
03.03.29	町外業者	*1,780,813	¥496,292
03.03.30	2月 銀山中学校 販売代金	*46,804	¥543,096
03.03.30	2月 銀山中学	*218,268	¥761,364
<hr/>			
03.03.30	2月 銀山小学	*241,866	¥1,003,230
03.03.31	振込 ニキヨウカイイカンリヤ	*675,170	¥1,678,400
03.04.09	振込 アカイワムラ 月	*331,129	¥2,009,529
03.04.12	振込 ニキヨウカイイカンリヤ 休業補償	*29,085	¥2,038,614
03.04.15	3月 銀山中	*85,699	¥2,124,313
03.04.15	3月 銀山小	*176,952	¥2,301,265
03.04.16	町内業者	*376,513	¥1,924,752
03.04.16	町外業者	*1,790,830	¥133,922
03.04.28	仁中 領金 返金	*30,758	¥103,164
03.04.28	仁小 返金	*25,763	¥77,401
03.05.10	振込 ニキヨウカイイカンリヤ R2 津哥株産証券	*75,284	¥152,685
03.05.10	振込 アカイワムラ 月	*583,656	¥736,341

03.05.27	4月 銀山中	*214,526	¥950,867
03.05.27	銀山中視察	*554	¥951,421
03.05.27	4月 銀山中	*197,491	¥1,148,912
03.05.27	R2年度積算に伴う返金処理後の入金	*30,947	¥1,179,859
03.05.27	給食センター	*47,003	¥1,226,862
03.05.28	町内業者 4月	*445,752	¥781,110
03.05.28	町外業者 4月	*766,400	¥14,710
03.05.31	銀山中返金	*8,958	¥5,752
03.06.01	4.5月 仁木小 (信金)	*928,224	¥933,976
03.06.01	町外業者 4月	*797,867	¥136,109
03.06.10	振込 功加 7月 5月	*584,253	¥720,362
03.06.11	4.5月 仁木中 (信金)	*589,808	¥1,310,170
03.06.11	4.5月 仁木小 (未納分)	*42,192	¥1,352,362
03.06.11	4.5月 仁木小 (JA金)	*295,344	¥1,647,706
03.06.11	4.5月 仁木中 (JA金)	*198,784	¥1,846,490
03.06.25	5月 銀山中	*218,507	¥2,064,997
03.06.25	5月 銀山中	*218,910	¥2,283,907
03.06.29	給食センター 5月	*49,029	¥2,332,936
03.06.29	町内業者 5月	*479,551	¥1,853,385
03.06.29	町外業者 5月	*1,745,096	¥108,289
03.07.07	振込 二軒ヨカ竹川川中 津安保護	*462,087	¥570,376
03.07.09	振込 功加 7月 6月	*592,167	¥1,162,543
03.07.21	仁木小返金 (津安保護)	*42,192	¥1,120,351
03.07.21	給食センター 6月	*58,174	¥1,178,525



03.07.21	道教委立入検(%)		*554	¥1,179,079
03.07.21	仁木小視察(%)		*831	¥1,179,910
03.07.27	6月仁木小(信金)		*491,400	¥1,671,310
03.07.27	6月仁木中(信金)		*296,000	¥1,967,310
03.07.27	給食センター 7月		*52,077	¥2,019,387
03.07.27	6月仁木小(JA)		*140,400	¥2,159,787
03.07.27	6月仁木中(JA)		*117,960	¥2,277,747
03.07.27	6月銀山小		*219,005	¥2,496,752
03.07.27	6月銀山中		*219,467	¥2,716,219
03.07.28	町内業者 6月	*609,275		¥2,106,944
03.07.28	町外業者 6月	*2,105,735		¥1,209
03.08.10	振込 功働 767		*591,046	¥592,255
03.08.18	7月仁木小(信金)		*482,937	¥1,075,192
03.08.18	7月仁木中(信金)		*288,512	¥1,363,704
03.08.19	7月仁木小(JA)		*145,800	¥1,509,504
03.08.19	7月銀山小		*219,098	¥1,728,602
03.08.19	7月仁木中(JA)		*105,536	¥1,834,138
03.08.19	7月銀山中		*223,681	¥2,057,819
03.08.19	4~7月ALT		*21,442	¥2,079,261
03.08.20	振込 3仔功働功働功働(4~6月)		*28,956	¥2,108,217
03.08.20	町内業者 7月	*428,507		¥1,679,710
03.08.20	町外業者 7月	*1,431,198		¥248,512

日程第 6

議案第 1 号

令和 3 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）のうち、
教育費に係る意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 2 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁 総 号
令和 3 年 9 月 2 日

仁木町教育委員会
教育長 岩 井 秋 男 様

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎



補正予算に対する意見の聴取について

令和 3 年第 3 回仁木町議会定例会（9月24日開会）に、次のとおり教育に関する補正予算を提出しますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき貴委員会の意見を聴取するので、9月10日までに回答願います。

記

○令和 3 年第 3 回仁木町議会定例会付議事件

- ・令和 3 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 4 号）のうち、教育費に関する件

(総務課総務係)

仁 教 委 号
令和 3 年 9 月 7 日

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎 様

仁木町教育委員会
教育長 岩 井 秋 男

補正予算に対する意見の聴取について (回答)

令和 3 年 9 月 2 日付け仁総号をもって意見を求められた下記の件については、特に意見はないので、その旨申し出いたします。

記

- 令和 3 年第 3 回仁木町議会定例会付議事件
 - ・令和 3 年度余市郡仁木町一般会計補正予算 (第 4 号) のうち、教育費に関する件

(総務学校教育係)

議案第5号

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第4号)

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,119,226千円とする。

39

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月24日提出

仁木町長 佐藤聖一郎

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		3,000	△208	2,792
	1. 地方特例交付金	3,000	△208	2,792
11. 地方交付税		1,790,000	234,303	2,024,303
	1. 地方交付税	1,790,000	234,303	2,024,303
15. 国庫支出金		387,700	7,450	395,150
	2. 国庫補助金	143,281	7,450	150,731
		320,010	690	320,700
18. 寄附金		320,010	690	320,700
	1. 寄附金	320,010	690	320,700
19. 繰入金		305,153	△180,240	124,913
	1. 基金繰入金	305,153	△180,240	124,913
21. 諸収入		54,545	14,920	69,465
	4. 受託事業収入	29,914	589	30,503
	5. 雑収入	23,923	14,331	38,254
22. 町債		364,500	△11,064	353,436
	1. 町債	364,500	△11,064	353,436
	歳入合計	4,053,375	65,851	4,119,226

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		702, 973	△7, 529	695, 444
	1. 総務管理費	642, 854	△538	642, 316
	4. 選挙費	18, 887	△6, 608	12, 279
	6. 監査委員費	1, 378	△383	995
3. 民生費		934, 553	3, 035	937, 588
	1. 社会福祉費	612, 132	1, 302	613, 434
	2. 児童福祉費	322, 341	1, 733	324, 074
4. 衛生費		488, 888	19, 170	508, 058
	1. 保健衛生費	488, 888	19, 170	508, 058
6. 農林水産業費		261, 909	449	262, 358
	1. 農業費	262, 830	449	253, 279
7. 商工費		311, 499	46	311, 545
	1. 商工費	311, 499	46	311, 545
8. 土木費		360, 330	3, 050	363, 380
	1. 土木管理費	31, 479	51	31, 530
	2. 道路橋りょう費	243, 650	2, 999	246, 649
9. 消防費		211, 648	△192	211, 456
	1. 消防費	211, 648	△192	211, 456
10. 教育費		246, 851	2, 955	249, 806
	1. 教育総務費	56, 413	3, 163	59, 576
	3. 中学校費	43, 855	238	44, 093
	4. 社会教育費	15, 218	141	15, 359
	5. 保健体育費	70, 127	△587	69, 540
13. 諸支出金		541	44, 867	45, 408
	1. 基金費	541	44, 867	45, 408
歳出合計		4, 053, 375	65, 851	4, 119, 226

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	320,555		320,555
2. 地方譲与税	41,090		41,090
3. 利子割交付金	300		300
4. 配当割交付金	600		600
5. 株式等譲渡所得割交付金	500		500
6. 法人事業税交付金	1,400		1,400
7. 地方消費税交付金	81,000		81,000
8. ゴルフ場利用税交付金	3,000		3,000
9. 環境性能割交付金	2,000		2,000
10. 地方特例交付金	3,000	△208	2,792
11. 地方交付税	1,790,000	234,303	2,024,303
12. 交通安全対策特別交付金	500		500
13. 分担金及び負担金	5,259		5,259
14. 使用料及び手数料	68,709		68,709
15. 国庫支出金	387,700	7,450	395,150
16. 道支出金	255,897		255,897
17. 財産収入	18,239		18,239
18. 寄附金	320,010	690	320,700
19. 繰入金	305,153	△180,240	124,913
20. 繰越金	29,418		29,418
21. 諸収入	54,545	14,920	69,465
22. 町債	364,500	△11,064	353,436
歳入合計	4,053,375	65,851	4,119,226

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
1. 議会費	56,273		56,273					
2. 総務費	702,973	△7,529	695,444			36		△7,565
3. 民生費	934,553	3,035	937,588			500		2,535
4. 衛生費	488,888	19,170	508,058	7,419				11,751
5. 労働費	31		31					
6. 農林水産業費	261,909	449	262,358					449
7. 商工費	311,499	46	311,545					46
8. 土木費	360,330	3,050	363,380					3,050
9. 消防費	211,648	△192	211,456				△192	
10. 教育費	246,851	2,955	249,806	31			589	2,335
11. 災害復旧費	5		5					
12. 公債費	475,874		475,874					
13. 諸支出金	541	44,867	45,408					44,867
14. 予備費	2,000		2,000					
歳出合計	4,053,375	65,851	4,119,226	7,450		933		57,468

歳入予算補正事項別明細書

款15. 国庫支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 15. 国庫支出金	387,700	7,450	395,150			
項 2. 国庫補助金	143,281	7,450	150,731			
目 1. 総務費国庫補助金	69,364	7,419	76,783	1. 総務費補助金	7,419	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 7,419,000 円
目 5. 教育費国庫補助金	244	31	275	2. 中学校費補助金	31	特別支援教育就学奨励費補助金 31,000 円

(単位：千円)

款21. 諸 収 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 21. 諸 収 入	54,545	14,920	69,465			
項 4. 受託事業収入	29,914	589	30,503			
目 1. 教育費受託収入	14,907	589	15,496	1. 教育費受託収入	589	学校給食受託収入 589,000 円
項 5. 雑 入	23,923	14,331	38,254			
目 4. 雑 入	19,197	14,331	33,528	1. 雑 入	14,331	北後志消防組合負担金還付金 10,708,000 円 北後志衛生施設組合負担金還付金 3,587,000 円 光ヶーブル移設工事費負担金 36,000 円

歳出予算補正事項別明細書

(単位：千円)

項 1. 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	節 金額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国道支出金	地方債			
款 10. 教育費	246,851	2,955	249,806	31	589	2,335			
項 1. 教育総務費	56,413	3,163	59,576			3,163			
目 2. 事務局費	54,827	3,163	57,990			3,163	2. 給 料	一般職給 ・ 事務局管理経費 2,129,000 円 2,129,000 円	
							3. 職員手当等	期末手当 ・ 一般職 ・ 事務局管理経費 勤勉手当 ・ 一般職 ・ 事務局管理経費 寒冷手当 ・ 一般職 ・ 事務局管理経費 退職手当組合負担金 397,000 円 397,000 円 397,000 円 147,000 円 147,000 円 147,000 円 117,000 円 117,000 円 117,000 円 330,000 円	

[款 10. 教育費]

(単位：千円)

項 1. 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	節 金額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国道支出金	地方債			
項 3. 中学校費									
	43,855	238	44,093	31		207		・ 一般職 ・ 事務局管理経費	
目 1. 学校管理費	40,708	176	40,884			176	176	退職手当組合特別負担金 ・ 事務局管理経費	
目 2. 教育振興費	3,147	62	3,209	31		31	62	中体連、中文連参加補助金 ・ 校外学習事業経費	
項 4. 社会教育費	15,218	141	15,359			141		特別支援教育児童生徒就学奨励費 ・ 就学援助・特別支援教育就学奨励事務経費	
目 1. 社会教育総務費	15,218	141	15,359			141	141	調査点検委託料 ・ 町民センター管理運営経費	
項 5. 保健体育費	70,127	△	69,540			△			
目 3. 学校給食費	44,169	348	44,517			△	38	施設管理用備品	

[款 10. 教育費]

— 29 —

(単位：千円)

款10. 教育費 項 5. 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				財 源		一般財源			
				特定財源	その他				
				国道支出金	地方債	その他			・ 学校給食センター運営経費 38,000 円
							22. 償還金 利子及び割引料	310	返還金 310,000 円
目 4. スキー場管理費	13,066	△	12,131				12. 委託料	△ 935	調査点検委託料 △935,000 円
									・ スキー一場管理運営経費 △935,000 円

日程第 7

議案第 2 号

令和 2 年度仁木町教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 6 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第 8

議案第 3 号

令和 3 年度全国学力・学習状況調査に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

令和3年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について(照会)

このことについて、文部科学省「令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」(別添1、以下「実施要領」という。)では、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができることとされています。

道教委では、この実施要領及び道教委の考え方(別添2)に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、平成31年度同様、市町村教育委員会の同意を前提として、12月を目処に公表を予定している令和3年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」(以下「北海道版結果報告書」という。)に、別添3により作成した市町村の結果を掲載し公表することとしました。

つきましては、実施要領に基づき、貴市町村の結果を北海道版結果報告書に掲載することについて照会いたしますので、次により回答願います。

なお、道教委としては、学校名を明らかにした公表は市町村教育委員会が判断することが望ましいと考えており、照会する考えはありません。

また、令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載についても、同様の考え方に基づき進めることとしており、別途照会することを申し添えます。

記

1 回答書式

別添 令和3年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

2 提出先

教育局(教育支援課)

3 市町村教育委員会から教育局への提出期限

令和3年(2021年)9月30日(木)

(各教育局の提出先については別途連絡します。)

4 資料

別添1 令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

別添2 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

5 北海道版結果報告書への掲載内容

「別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」により作成した資料を市町村ごとに1枚の内容で掲載

学校教育局義務教育課
学力向上推進係
TEL011-204-5771

令和3年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」

への市町村別結果の掲載について(回答)

令和3年(2021年)8月26日付け教義第539号で照会のありました令和3年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に当市町村の結果を掲載することについて、次のとおり回答します。

道教委が作成する令和3年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に別添3により作成した当市町村の結果資料を掲載することについて

同意する 同意しない

(いずれかにレ印を入力してください。)

北海道教育委員会教育長 様

仁木町教育委員会教育長 岩井 秋男

(御回答ください。)

- 1 上記の回答に当たり、どのように決定しましたか。
(にレ印を入力してください。)
 教育委員会に諮り決定した。
 教育長が決定した。
 その他(本報告書への今後の掲載について、令和元年度の教育委員会に諮っており、承認を得ているため。)

- 2 決定に当たり、意見を聞いた機関や団体等がありますか。
()

- 3 「同意しない」を選んだ市町村教育委員会は、差し支えなければ、その理由を下欄に記入願います。

- 4 今後の北海道版結果報告書の内容について、御意見等がありましたら、下欄に記入願います。

ありがとうございました。

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委の説明責任

道教委では、本道教育の推進に当たり、その責任と権限の下に、教職員の任用や人事、給与負担を行うとともに、本道教育が直面する課題を解決するため、広域的な行政施策を実施してきており、その成果等について道民に分かりやすく説明する責任があります。

こうしたことから、道教委としては、できるだけきめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、全国学力・学習状況調査の実施要領上、最大限可能な範囲として管内別の結果を公表するなど、報告書の内容について不断の工夫・改善を行っているところです。

平成26年度の実施要領から、①都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、②都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされました。

この実施要領に基づき、道教委では、市町村教育委員会の同意を前提として、一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村別の結果を公表することとし、平成26年度の報告書から、同意が得られた市町村の調査結果及び分析結果・改善方策を、報告書に掲載し公表しています。

道教委では、令和3年度も同様の考え方で市町村別の結果を報告書に掲載したいと考えています。

◆ 市町村教育委員会の説明責任

一方、小・中学校の教育に関しては、市町村教育委員会が設置管理者としての責任と権限を有しており、自らの施策の現状と成果の一つとして全国学力・学習状況調査の結果を様々な角度から一定の数値により分かりやすく公表するとともに、施策の改善につなげていくことが大切です。

なお、道教委では、市町村教育委員会の公表については、学校・家庭・地域・行政が各地域の学力の課題を共有し、教育施策の改善や児童生徒の学習状況の改善に一丸となって取り組むことができるよう、これまでも、分かりやすい公表を行うよう働きかけてきたところであり、実施要領を踏まえた公表内容の改善・充実について引き続き働きかけていく考えです。

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委による公表の具体

1 道教委による市町村名を明らかにした公表について

- 各教科の成果と課題が明確になるよう、各調査問題別・領域別に示すリーダーチャートを基本とするとともに、分析結果や考えられる要因、改善方策を併せて示すようにします。また、小中の比較や連携の取組が見えるよう各市町村の結果を小・中学校を併せた1頁の資料としてまとめることにします。

〔公表内容〕 別添3「道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット）による」

- 平均正答率については、教育上の配慮が必要と考えられる市町村（※）以外は、平均正答率の数値も公表することが望ましいと考えています。

（※）・小学校1校：44市町村、中学校1校：94市町村、義務教育学校1校：1市
・対象となる児童生徒数が少ない市町村
（参考：道教委では児童生徒数が200～300人程度である檜山、留萌管内を公表）
・ただし、道内には児童生徒数が少なくても平均正答率の数値を公表している町もあり、最終的には地域の実情に応じて市町村が判断すべき。

- 同意が得られた市町村については、12月を目途に公表を予定している道教委の報告書に、別添3により作成した資料を掲載します。

2 道教委による学校名を明らかにした公表について

- 都道府県教委が市町村教委の同意を得た上で学校名を明らかにした公表を行う際には、各学校の分析の結果や改善状況を合わせて示す必要がありますが、全道の学校数が約1,500校に上ること、児童生徒数が少なく教育上の配慮が必要な学校が多いことから、市町村教委や学校が判断することが望ましいと考えています。

3 報道への対応

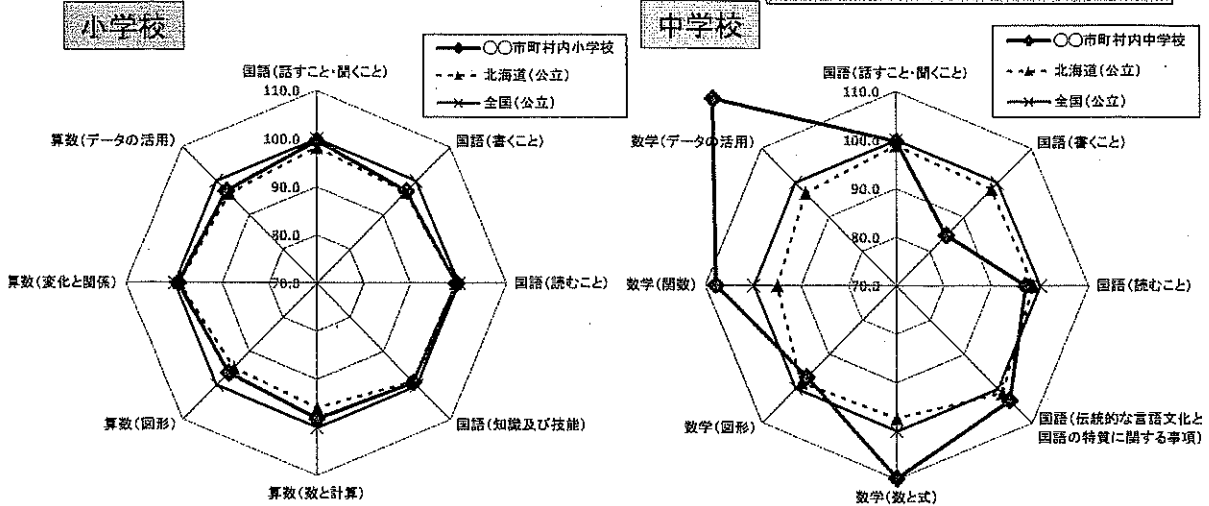
- 報道機関に対し、平均正答率の数値を一覧にするなど、序列化や過度な競争につながる報道をしないよう要請します。

市町村内の状況及び学力向上策 (小学校数:3校、児童数:300人) (中学校数:5校、生徒数:600人)

【教科全体の状況】

教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの
(市町村の平均正答率÷全国(公立)の平均正答率×100で算出)

令和3年度版の様式は、北海道学力向上推進会議(令和3年3月)での意見を踏まえ、小中の比較や連携の取組が見えるよう、2頁から1頁にまとめました。



市町村教育委員会の意向を踏まえ、教科全体の状況を分かりやすく示したレーダーチャートのほか、
 学校質問紙調査や児童生徒質問紙調査の結果から、
 (児童生徒質問紙の結果掲載が望ましい)
 結果が表れているデータ
 市町村独自の取組の特色が表れているデータを掲載します。
 データのベースとして「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例①②も参照してください。
 可能な場合は平均正答率を掲載します。

【上記結果の考えられる要因の分析】

小学校	中学校
※上記で掲載したレーダーチャート及びグラフ等の結果とリンク (向上、改善が図られた数値)	
※記入数は任意	

【市町村の学力向上策】 (検証改善サイクルや望ましい学習習慣の確立に向けた取組、小中連携の取組等)

- ◎ 「～の実施」「～の推進」など過年度の記述を参考に記載。(3~4点)
- ◎ ※小学校と中学校の連携による学力向上に向けた効果的な取組を記載
- ◎ ※1人1台端末の効果的な活用に向けた市町村独自の取組を記載

「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例①

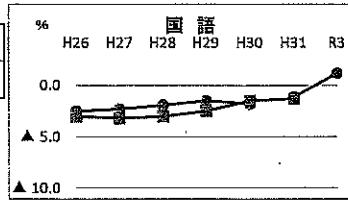
各教科に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

教科

＜市町村の平均正答率＞

国語	数学	英語
74.4	60.9	52.2

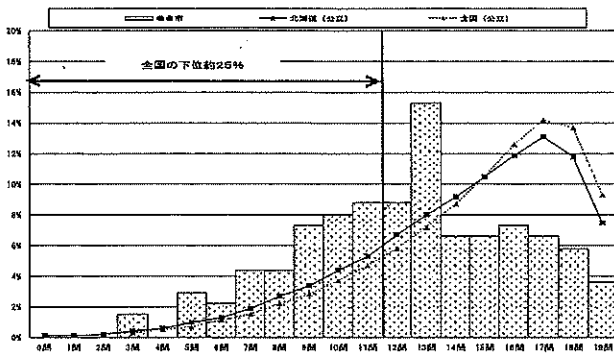
＜市町村の平均正答率の推移＞



注 「平均正答率-全国(公立)の平均正答率」の差を経年変化で示したグラフ

＜正答数の状況＞

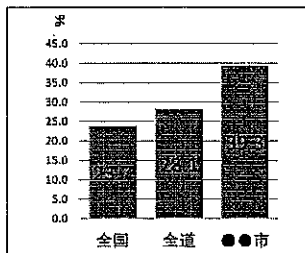
【数学】



注 正答数ごとの児童生徒の割合を全道、全国と比較したグラフ

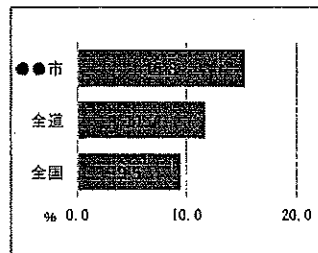
＜正答数が全国の下位約25%に含まれる児童生徒の割合＞

中学校国語



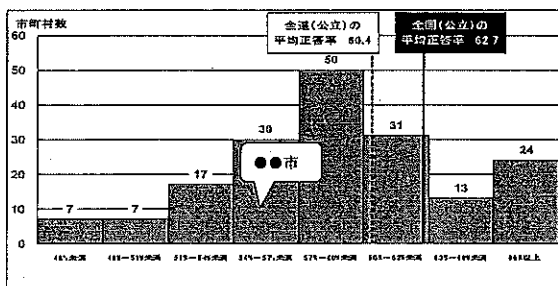
＜正答数が半数以下の児童生徒の割合＞

中学校数学



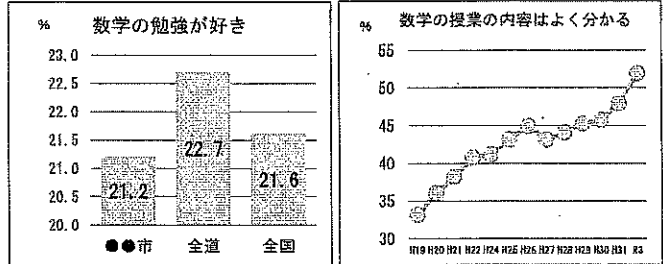
注 全国の下位25パーセントに含まれる児童生徒の割合を示したグラフ

＜平均正答率の度数分布＞

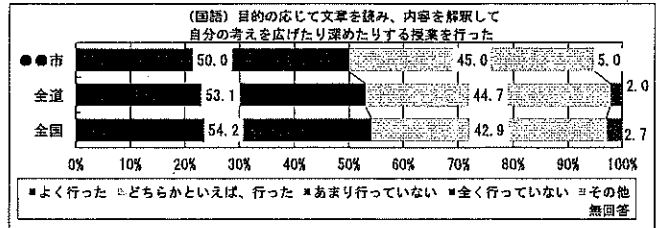
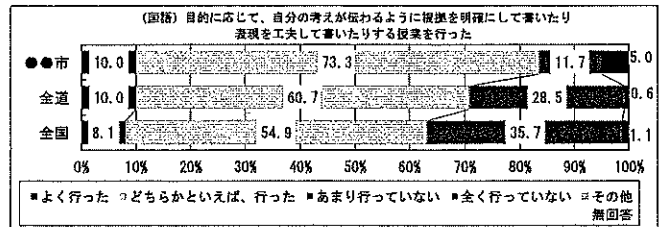
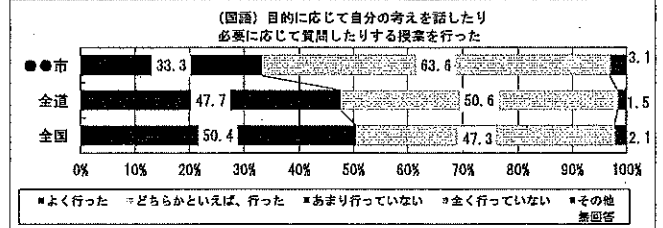
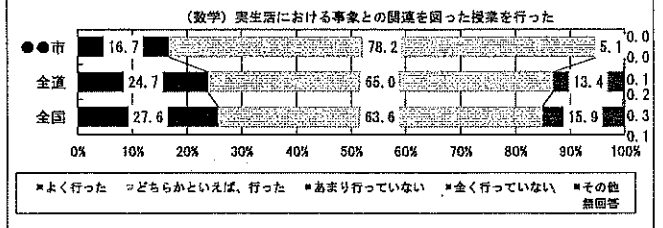
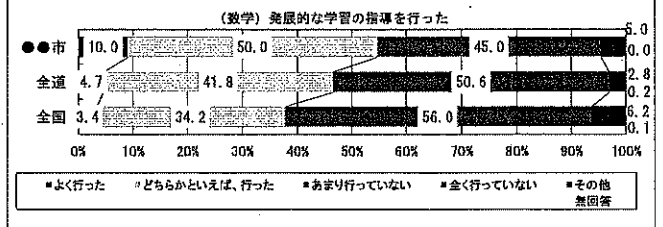
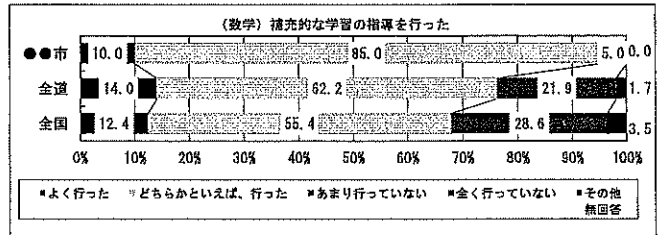


注 179市町村の平均正答率を3ポイント刻みで示した棒グラフ

児童(生徒)質問紙



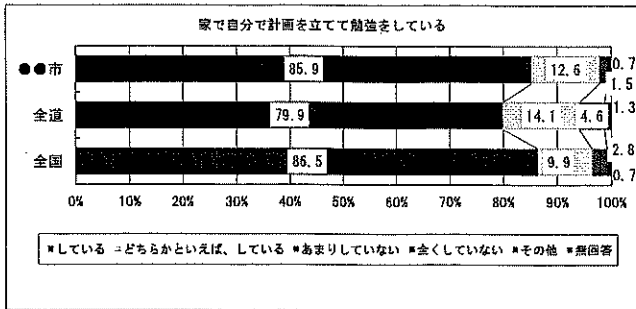
学校質問紙



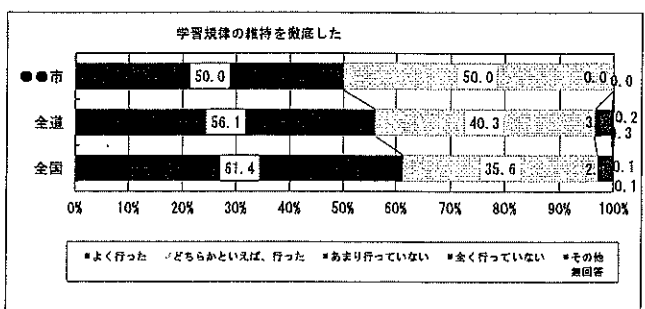
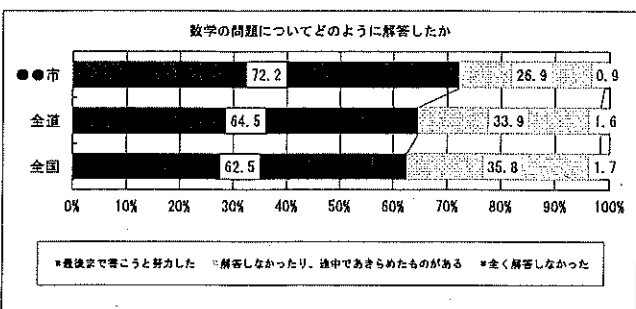
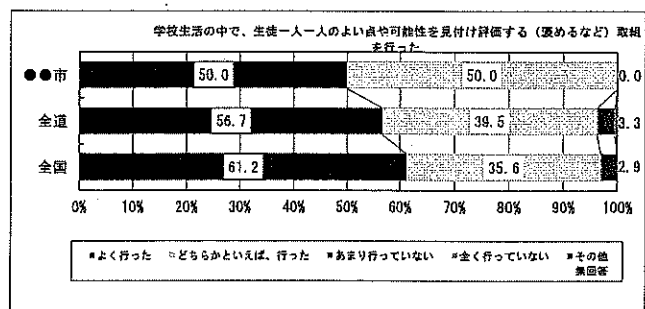
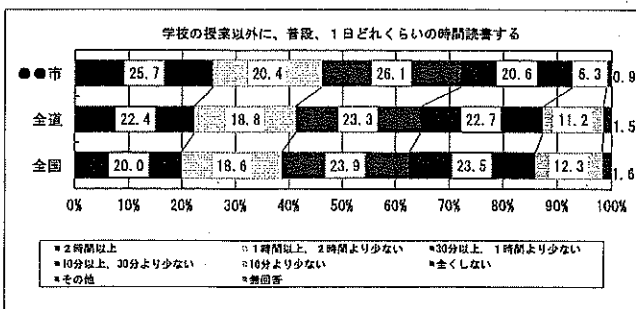
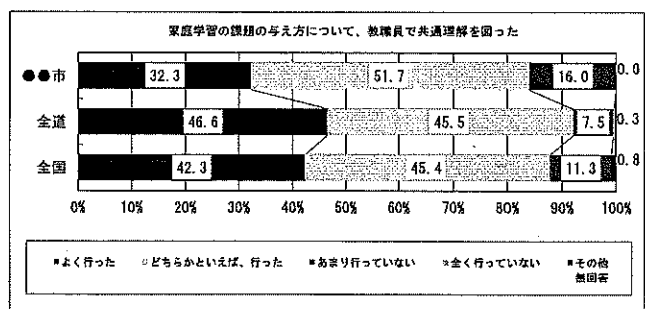
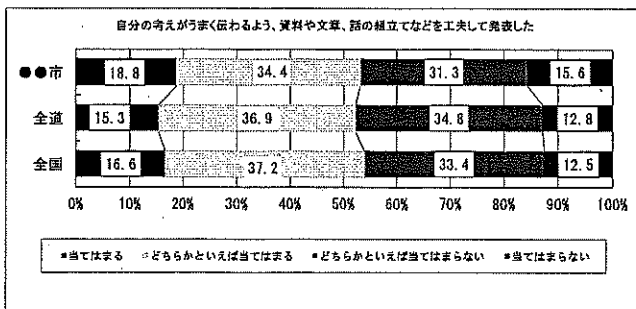
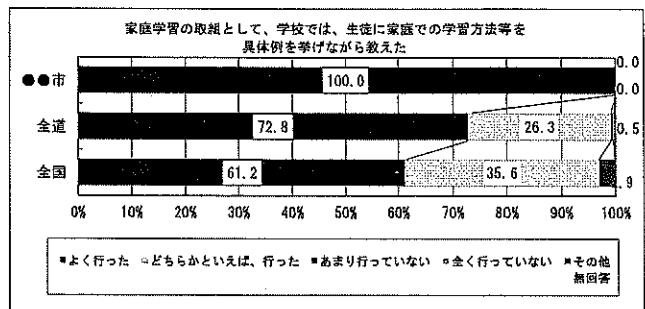
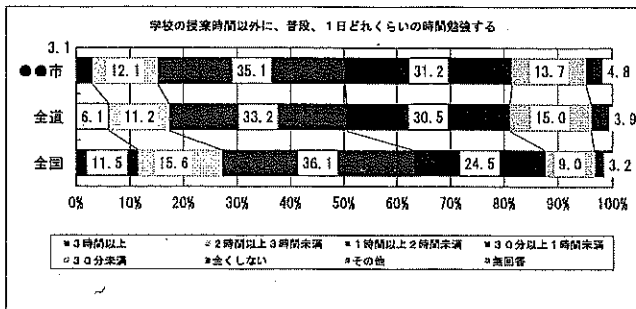
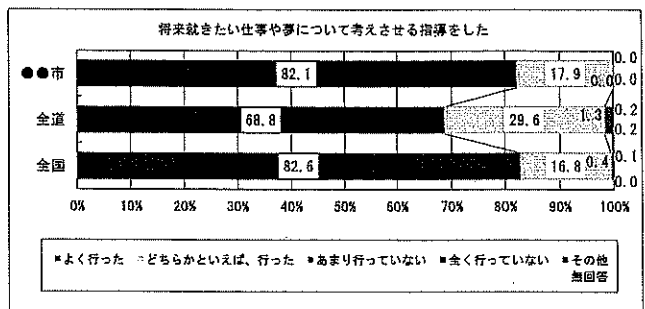
「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例②

学習習慣等に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

児童（生徒）質問紙



学校質問紙



日程第 9

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 3 年 9 月 7 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和3年第1回仁木町教育委員会臨時会

10月 1日(金) 9:00 ~ 応接室

★ 令和3年第10回仁木町教育委員会定例会

月 日() : ~ 委員会室

※令和 2年・・・10月20日(火) 13:30~15:04

※令和 元年・・・10月31日(木) 9:24~11:20

- 仁木町議会運営委員会
9月10日(金) 13:30～ 委員会室
- 銀山地区学校運営協議会定例校長会
9月14日(火) 18:00～ 銀山中学校
- 銀山小学校運動会
9月17日(金) 9:30～ 銀山小学校
- 定例校長会
9月22日(水) 13:30～ 会議室2
- 令和3年第3回仁木町議会定例会
9月24日(金) 9:30～ 議場(～27日)

◆ 仁木町営水泳プール(仁木・銀山)の閉鎖

8月26日(木) ※7月17日(土) 開設

※ 8月29日閉鎖予定だったが、緊急事態宣言の発令のため早期に閉鎖した。

3 その他

令和3年度仁木町水泳プール利用状況 (R3. 7. 17~8. 26)														
プール名	1 仁木水泳プール				2 銀山水泳プール									
月	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計						総計
日数	15	24	0	39	15	23	0	38						77日
人数	幼児	20	10	0	30	0	0	0	0					30人
	小中学生	290	115	0	405	188	130	0	318					723人
	高校一般	56	35	0	91	49	23	0	72					163人
	合計	366	160	0	526	237	153	0	390					916人

令和2年度仁木町水泳プール利用状況 (R2. 7. 22~8. 30)														
プール名	1 仁木水泳プール				2 銀山水泳プール									
月	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計						総計
日数	9	26	0	35	10	28	0	38						73日
人数	幼児	2	14	0	16	0	1	0	1					17人
	小中学生	138	375	0	513	0	94	0	94					607人
	高校一般	21	70	0	91	0	18	0	18					109人
	合計	161	459	0	620	0	113	0	113					733人

令和元年度仁木町水泳プール利用状況 (R元. 7. 13~8. 31)														
プール名	1 仁木水泳プール				2 銀山水泳プール				3 然別水泳プール					
月	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計		総計
日数	15	27	0	42	17	27	0	44	17	29	0	46		132日
人数	幼児	6	3	0	9	0	2	0	2	3	7	0	10	21人
	小中学生	354	312	0	666	113	108	0	221	31	27	0	58	945人
	高校一般	35	63	0	98	43	28	0	71	77	62	0	139	308人
	合計	395	378	0	773	156	138	0	294	111	96	0	207	1,274人

平成30年度仁木町水泳プール利用状況 (H30. 7. 14~8. 31)														
プール名	1 仁木水泳プール				2 銀山水泳プール				3 然別水泳プール					
月	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計		総計
日数	16	22	0	38	17	18	0	35	17	21	0	38		111日
人数	幼児	14	6	0	20	2	0	0	2	7	4	0	11	33人
	小中学生	356	278	0	634	142	74	0	216	44	15	0	59	909人
	高校一般	50	52	0	102	37	57	0	94	52	28	0	80	276人
	合計	420	336	0	756	181	131	0	312	103	47	0	150	1,218人

平成29年度仁木町水泳プール利用状況 (H29. 7. 8~8. 27)														
プール名	1 仁木水泳プール				2 銀山水泳プール				3 然別水泳プール					
月	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計		総計
日数	22	24	0	46	22	22	0	44	22	24	0	46		136日
人数	幼児	24	13	0	37	5	11	0	16	13	16	0	29	82人
	小中学生	402	357	0	759	163	79	0	242	57	56	0	113	1,114人
	高校一般	70	92	0	162	58	42	0	100	90	90	0	180	442人
	合計	496	462	0	958	226	132	0	358	160	162	0	322	1,638人

